

証券コード 3377
平成18年11月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社アイケイコーポレーション
代表取締役社長 加 藤 義 博

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年11月27日までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年11月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット東京 2階 「バジル」
3. 会議の目的事項
報告事項 第8期（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第8期（平成17年9月1日から平成18年8月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 第8期剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. その他株主総会招集に関する事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ikco.co.jp/>）において掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年9月1日から
平成18年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等による不安要因のある中で、米国などの海外景気の持続に支えられ輸出が堅調に推移したことなどから全般的に企業収益の向上が見られ、設備投資の増加、雇用環境の改善による失業率の減少、個人消費の回復など堅調に推移し、企業収益の改善が見られました。

オートバイ業界におきましては、国内におけるオートバイ保有台数が1,317万台(平成17年3月末現在、出所：社団法人日本自動車工業会)といわれており全体として微減する傾向にありますが、いわゆる「高速道路二人乗り解禁(平成17年4月)」や「AT(オートマチック)免許新設(平成17年6月)」という二大法的規制緩和を受けて、これに伴う新たな市場の創出・活性化が見られており、比較的中古オートバイ市場において価値の高い軽二輪・自動二輪といった大型オートバイの保有台数には増加傾向が見られております。

このような状況の中、当社は、引き続きテレビ媒体を中心とし、タレントを起用したCMによる「バイク王」の認知度向上を図る一方で、テレビ・WEB・ラジオ・雑誌等の各広告媒体のモニタリングや見直しを進め、効果的な出稿に努めてまいりました。また、店舗における地域顧客への更なる浸透と業務効率の改善を図るために、「ロードサイド型店舗(RS型店舗)」7店舗、「戦略型小規模店舗(SS型店舗)」11店舗(首都圏に5店舗、東海圏に2店舗、関西圏に4店舗)を新規出店いたしました。さらに平成17年9月に従来にない新しいコンセプトに基づくオートバイ小売販売店舗「i-knew」を神奈川県に新規出店し、これにより直営店舗数は55店舗(パーツ販売店1店舗を含む)となり、各種広告展開等とのシナジー効果もあって、販売台数は105,441台(前期比38.2%増)となりました。

また、オートバイ駐車場が不足している一方で、駐車違反取締り強化を柱とした改正道路交通法（平成18年6月1日施行）等の法改正によるオートバイライフを取り巻く環境の変化が見込まれる中、オートバイユーザーの需要に応え、違法駐車軽減と交通渋滞緩和への貢献を通じたオートバイ業界の健全な発展を目的として、オートバイ用の駐車場事業を営む「株式会社パーク王」を設立いたしました（平成18年3月1日設立、当社出資比率87.5%）。

以上の結果、当事業年度における売上高は16,653,377千円、営業利益は1,231,078千円、経常利益は1,312,317千円、当期純利益は660,340千円となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は665,905千円で、その主なものは直営店の新規出店に伴う備品等の取得、敷金保証金の支出および社内における基幹システムの充実を図るためのソフトウェア開発によるものです。

（3）資金調達の状況

平成18年8月18日に有償一般募集（発行価額549,990円、引受価額518,805円、発行株式800株）およびストックオプションにより437,580千円の資金調達を行っております。

（4）対処すべき課題

当社は長期的な成長を見込み、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

①多店舗展開の推進

当社が属するオートバイ買取業界は、市場自体の歴史も浅く、四輪の自動車買取業界と比較した場合、買取およびその他のビジネスモデルは十分に確立されておりません。したがって、オートバイ買取市場はもちろん、当社およびコアブランドである「バイク王」における認知度も未だ改善の余地があると認識しております。

そのため、既存の広告展開以外にも積極的な出店に努め、オートバイユーザーに対しての露出機会を増加し、新たな収益機会の獲得を図る必要があると考えております。今後の出店においては、従来の「RS型店舗」、「SS型店舗」に加え、新店舗パッケージである「中規模店舗（MS型店舗）（※）」の出

店を展開・加速してまいります。具体的には、看板等を設置した店舗を多数出店することによる、その視覚効果の向上および顧客ニーズの迅速な対応性による新規顧客層の獲得および地域顧客の開拓・深堀を進め、企業認知度とオートバイ買取業界の認知度向上に努めてまいります。

また、平成19年8月期（第9期）の出店数については、「バイク王」の新規出店を20店舗（「RS型店舗」5店舗、「SS型店舗」10店舗、「MS型店舗」5店舗）予定しております。

※中規模店舗（MS型店舗）：「RS型店舗」と「SS型店舗」の機能を併せ持つ店舗。本部の広告宣伝に基づき出張買取を行う点で、「RS型店舗」の機能を有するが、ダウンサイジングした上で、「SS型店舗」同様、駅前などの繁華街に設置することによって、更なる認知度の向上を図り、持込台数の増加を見込みます。

②積極的且つ効率的な広告宣伝活動

オートバイ買取業界においては、認知度の早期向上が競争優位の獲得につながります。そのため、早期的なオートバイ買取業界の認知度および企業認知度の向上、またコアブランド「バイク王」のブランディングを当社の重要戦略として捉えております。したがって、従来のテレビ広告施策の更なる強化に加え、インターネットを最大限に活用した広告展開の強化を行ってまいります。また、媒体毎の特性を活かし、店舗出店とのシナジー効果を追求したメディアミックスを一層強化してまいります。あわせて広告施策への資金投下と収益性の連動、すなわち費用対効果の測定をより精密なものとする事で戦略に応じた迅速且つ効果的な広告宣伝活動に努めてまいります。

③新たな収益の柱の構築

当社のビジョンである『オートバイライフの総合プランナー』の実現を目的に、中古オートバイ買取販売以外の新たな収益の柱の構築を目指し、安定した企業成長力、収益力確保を推進してまいります。このため、平成17年9月に営業を開始したオートバイ小売販売店舗「i-knew」にて当該店舗・ブランドの多店舗展開を視野に入れた基礎構築を進めてまいります。

また、平成18年7月に開設した「Ni1in.jp」におけるオートバイ輸出販売、平成18年3月に設立した子会社「株式会社パーク王」におけるオートバイ駐車場事業等、魅力的かつ拡張性の高いビジネスモデルを創出・確立することで、業容拡大機会を獲得し、企業価値の最大化を図ってまいります。

④人事制度の強化

当社は事業拡大と成長において最も重要な経営資源が「ヒト」であると考えております。当社は、従来から顧客満足度を向上させるための礼儀作法・服装等を徹底的に教育し、付加価値の高い顧客サービスの充実に注力してまいりました。

また、各種システムの整備と業務の標準化により、従業員を入社後短期間で戦力化することが可能となり、結果としてサービスのレベルを落とすことなく、柔軟に事業を展開してまいりました。

今後もこの方針を堅持し、人財（※）不足が事業拡大のボトルネックとならないよう、採用活動とともに社員教育制度を充実させ、「プロフェッショナル人財の育成」、「ビジネスリーダーの育成」、「従業員のベースラインの強化」を戦略的に進めてまいります。

さらに、効率的な企業運営が可能となるよう組織パフォーマンスの最大化を図ることを目的に各業務および業務システムの改善・充実を推進し、部署単位における業務環境の見直しに伴う就業意識向上を図ることで自律的組織変革を生み出す強固な組織体を構築してまいります。

※ 人財：当社では、最も重要な経営資源が「ヒト」である、との考えに基づき、一般的な用語である「人材」ではなくあえて「人財」を用いております。

⑤良好なオートバイ環境への取り組み

現在、オートバイの放置車両、不法投棄等の様々な環境問題が生じており、オートバイ業界の課題として挙げられています。当社は、中古オートバイ買取販売の認知度を早期に向上させ、オートバイユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。また、平成18年3月に設立した子会社「株式会社パーク王」におけるオートバイ駐車場事業の推進による違法駐車等の軽減等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なオートバイ環境の確保に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第5期 (平成15年8月期)	第6期 (平成16年8月期)	第7期 (平成17年8月期)	第8期 (平成18年8月期)
売上高(千円)	8,360,864	9,708,727	12,084,978	16,653,377
営業利益(千円)	544,575	21,371	724,213	1,231,078
経常利益(千円)	573,633	86,436	750,740	1,312,317
当期純利益(千円)	330,375	50,362	414,751	660,340
1株当たり当期純利益(円)	33,742.97	4,769.13	38,259.22	13,445.06
総資産(千円)	1,873,498	2,259,288	3,559,556	4,655,993
純資産(千円)	959,346	1,009,708	2,049,492	3,147,412
1株当たり純資産(円)	90,847.20	95,616.33	168,529.90	62,084.05

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益は小数点以下第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 第8期の平成18年1月17日付で当社株式1株につき4株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当する会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パーク王	80,000千円	87.5%	駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売、駐車場の管理等

(注)株式会社パーク王は、カーコム株式会社(旧カーテック株式会社)との共同出資により、平成18年3月1日付で設立いたしました。

③企業結合の成果

連結ベースでの売上高は16,709,192千円、営業利益は1,182,437千円、経常利益は1,265,049千円、当期純利益は616,243千円となりました。

(7) 主要な事業内容 (平成18年8月31日現在)

中古オートバイ買取販売事業

(i) 中古オートバイ買取販売

テレビ・WEB・ラジオ・雑誌等の各広告媒体を通じてオートバイユーザーに対し広告活動を展開することで、査定および買取を誘引し、オートバイの買取・仕入を行っております。これらのオートバイは、オートバイオークションを介して業者に、または直接業者に対して販売しております。

(ii) パーツ販売

オートバイの買取を行い、市場に流通させる前の車輛整備時において発生するオートバイ専用のパーツをパーツオークションを介して業者に販売する、もしくは直営のパーツ販売店において新品パーツとあわせてオートバイユーザーに販売しております。

(iii) オートバイ小売販売

上記(i)におけるオートバイの一部をオートバイユーザーに小売販売しております。なお、当該販売形態については試験的に実施しているものであり、現状における全体の売上高に与える影響は軽微であります。

区 分	売上高 (千円)	構成比 (%)
中古オートバイ買取販売事業	16,653,377	100.0
合 計	16,653,377	100.0

(8) 主要な事業所 (平成18年8月31日現在)

①当社

名	称	所	在	地																			
本	社	東京	都	渋谷区																			
イン	フォメーションセンター	埼玉	県	さいたま市大宮区																			
さい	たま物流センター	埼玉	県	さいたま市桜区																			
筑	波物流センター	茨城	県	つくばみらい市																			
筑	波第二物流センター	茨城	県	つくば市																			
営	業	店	北	海	道・東	北	エ	リ	ア	宮	城	県	仙	台	市	泉	区	等	3	店	舗		
			関	東	エ	リ	ア	埼	玉	県	さい	たま	市	北	区	等	22	店	舗				
			信	越	・	北	陸	エ	リ	ア	新	潟	県	新	潟	市	等	2	店	舗			
			東	海	エ	リ	ア	愛	知	県	名	古	屋	市	天	白	区	等	7	店	舗		
			近	畿	エ	リ	ア	大	阪	府	大	阪	市	東	住	吉	区	等	12	店	舗		
			中	国	・	四	国	エ	リ	ア	広	島	県	広	島	市	南	区	等	3	店	舗	
			九	州	・	沖	縄	エ	リ	ア	福	岡	県	福	岡	市	博	多	区	等	4	店	舗
			i-knew	相	模	原	店	神	奈	川	県	相	模	原	市								
パイク	王	パ	ー	ツ	板	橋	店	東	京	都	板	橋	区										

②子会社

名	称	所	在	地									
株	式	会	社	パ	ー	ク	王	東	京	都	渋	谷	区

(9) 使用人の状況 (平成18年8月31日現在)

従業員数	前期末増減比	平均年齢	平均勤続年数
515名	124名	28.9歳	2.2年

(注) 正規従業員のみで、派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(10) 主な借入先

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成18年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 160,000株

(2) 発行済株式の総数 50,696株

(注) 平成18年1月17日付の株式分割(1:4)による増加36,846株、ストックオプションの行使による増加889株および公募による新株式発行800株の増加により発行済株式数は前期末に比べて、38,535株増加いたしました。

(3) 株主数 1,374名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
石川秋彦	13,761株	27.1%
加藤義博	12,441	24.5

(注) 議決権比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成18年8月31日現在）

(1) 当事業年度末日における役員の新株予約権等の状況

・新株予約権の数

15個

・目的となる株式の種類および数

普通株式 15株(新株予約権1個につき1株)

・取締役その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	行使価額	行使期間	個数	保有者数
監査役	平成17年11月29日 定時株主総会決議 (385,050円)	平成19年12月1日から 平成21年11月30日まで	15個	3名

(2) 当事業年度中に交付した使用人の新株予約権等の状況

- ・発行した新株予約権の数
187個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 187株(新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり385,050円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年12月1日から平成21年11月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、その割当を受けたときから権利行使時に至るまでの間、継続して当社または当社の子会社の取締役、従業員もしくは監査役の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
 - ②新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めません。
 - ③その他の条件につきましては、平成17年11月29日開催の定時株主総会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要することになっております。
- ・当社役員、従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	役員	当社使用人	当社子会社の役員および使用人
新株予約権を有する者の人数	3名	38名	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況
取 締 役 会 長	石 川 秋 彦	
代表取締役社長	加 藤 義 博	
取 締 役	松 本 博 幸	
取 締 役	大 谷 真 樹	営業本部長
常 勤 監 査 役	増 渕 洋 吉	
監 査 役	諏 訪 浩	(株)日本イー・エム・シー監査役 マークラインズ(株)監査役
監 査 役	長 坂 忠 宏	

(注) 監査役諏訪浩および長坂忠宏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役4名 154,200千円

監査役3名 12,240千円

(3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年11月6日開催の取締役会における下記の決議に基づき、平成18年11月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し平成18年12月1日付けをもって所有普通株式1株につき3株の割合で分割いたします。

(1) 株式分割の目的

株式の分割により、投資単位の引き下げおよび当社株式の流動性向上を図り、株式を購入しやすい環境を整える事を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成18年11月30日（木曜日）を基準日として株主の所有株式を、1株につき3株の割合で分割いたします。

②分割により増加する株式数

普通株式とし、平成18年11月30日（木曜日）最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数といたします。

③効力発生日 平成18年12月1日（金曜日）

④会社の発行可能株式総数の増加

平成18年12月1日をもって当社定款を変更し、会社の発行可能株式総数を152,088株増加して312,088株に変更いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の業務決定が適正におこなわれること、ならびに、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章およびコンプライアンス規程を定める。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともにコンプライアンス体制の整備および維持を図るものとする。事務局が必要に応じてガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

② 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置くものとする。

③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なくコンプライアンス委員会において報告するものとする。

④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実の内部者通報制度において社外の弁護士、第三者機関を直接の情報受領者とする内部者通報システムを確立し、制度運用を行うこととする。

⑤ 監査役は当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 損失の危険の管理に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、ならびに個々のリスクの管理責任者について統制体制を整えることとする。

- i. コンプライアンスに関するもの
 - ii. 有価証券報告書に関するもの
 - iii. 営業活動に関するもの
 - iv. 情報システムに関するもの
 - v. 災害、事件等に関するもの
 - vi. 環境に関するもの
 - vii. その他、当社の業務に関するもの
- ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、取締役を本部長とする対策本部を設置し、(必要に応じて外部の顧問弁護士も加え)組織的に迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を整える。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長、取締役、マネージャー職等によって構成される経営会議において議論し、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (5)当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定めグループ全体での経営資源の最適化を軸に確固たる内部統制を図るものとする。当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うこととし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- ②子会社が「当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題がある」と認めた場合、コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告するものとし、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
 - ②上記監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役および使用人が監査役に報告すべき事項については、コンプライアンス委員会に速やかに報告するものとする。加えて当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来るものとする。
 - ②内部者通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

貸借対照表

(平成18年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,280,145	流動負債	1,462,639
現金及び預金	2,296,675	買掛金	52,296
売掛金	249,158	未払金	624,817
商品	412,985	未払費用	94,568
貯蔵品	3,156	未払法人税等	536,415
前払費用	233,212	その他	99,247
繰延税金資産	51,392	前受金	6,081
その他	38,152	預り金	49,132
貸倒引当金	△4,586	その他	78
固定資産	1,375,847		
有形固定資産	566,935	固定負債	45,940
建物	365,172	長期未払金	45,940
構築物	7,433		
車両運搬具	41,434	負債合計	1,508,580
工具器具備品	94,664		
建設仮勘定	58,230		
無形固定資産	307,378		
商標権	4,094	純資産の部	
電話加入権	3,369	株主資本	3,147,412
ソフトウェア	232,000	資本金	583,346
ソフトウェア仮勘定	67,912	資本剰余金	602,968
投資その他の資産	501,534	資本準備金	602,968
関係会社株式	70,000	利益剰余金	1,961,097
出資金	60	利益準備金	13,250
従業員長期貸付金	2,044	その他利益剰余金	
長期前払費用	12,853	別途積立金	1,230,000
繰延税金資産	43,903	繰越利益剰余金	717,847
敷金・保証金	372,672	純資産合計	3,147,412
資産合計	4,655,993	負債・純資産合計	4,655,993

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年 9月 1日から
平成18年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,653,377
売 上 原 価		
商品期首たな卸高	607,135	
当期商品仕入高	8,140,059	
合 計	8,747,195	
商品期末たな卸高	412,985	8,334,210
売 上 総 利 益		8,319,167
販売費及び一般管理費		7,088,089
営 業 利 益		1,231,078
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	264	
受 取 手 数 料	86,004	
雑 収 入	21,585	107,854
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,839	
株 式 交 付 費	9,276	
上 場 関 連 費 用	14,000	
雑 損 失	499	26,615
経 常 利 益		1,312,317
特 別 利 益		
損 害 賠 償 収 入	4,920	
移 転 補 償 金	22,000	26,920
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,182	
固 定 資 産 臨 時 償 却 費	22,013	32,196
税 引 前 当 期 純 利 益		1,307,041
法人税、住民税及び事業税	697,000	
法 人 税 等 調 整 額	△50,299	646,700
当 期 純 利 益		660,340

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成17年 9月 1日から
平成18年 8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成17年8月31日残高	364,556	384,179	384,179
事業年度中の変動額			
新株の発行	218,790	218,789	218,789
別途積立金の積立て			—
当期純利益			—
事業年度中の変動額 （純額）	218,790	218,789	218,789
平成18年8月31日残高	583,346	602,968	602,968

	株主資本					純資産 合計
	利益剰余金				株主資本 合計	
	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成17年8月31日 残高	13,250	830,000	457,506	1,300,756	2,049,492	2,049,492
事業年度中の 変動額						
新株の発行				—	437,580	437,580
別途積立金の 積立て		400,000	△400,000	—	—	—
当期純利益			660,340	660,340	660,340	660,340
事業年度中の変動額 （純額）	—	400,000	260,340	660,340	1,097,920	1,097,920
平成18年8月31日 残高	13,250	1,230,000	717,847	1,961,097	3,147,412	3,147,412

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 商品・・・個別法による原価法

② 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(付属設備) 3～22年

構築物 10～20年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

金利スワップについては、特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(8) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式となっております。

2. 会計処理変更の方法

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部に相当する金額は3,147,412千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 187,181千円
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権 9千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との営業外取引による取引高の総額
営業外取引の総額 8千円
- (2) 特別損失の「固定資産臨時償却費」は本社および店舗の移転に伴い、耐用年数を見直したことによる有形固定資産の臨時償却費であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 50,696株
- (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,417	600.0	平成18年 8月31日	平成18年 11月29日

- (3) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成15年7月14日定時株主総会決議
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	256株
新株予約権の残数	64個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位:千円)

たな卸資産評価損否認	7,658
未払事業税	34,149
未払事業所税	1,612
その他	7,971
繰延税金資産(流動)計	51,392
減価償却超過額	8,008
繰延資産償却超過額	26,935
固定資産臨時償却費超過額	8,959
繰延税金資産(固定)計	43,903
繰延税金資産合計	95,295

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
住民税均等割	2.7%
留保金課税	5.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.5%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
	千円	千円	千円
車両運搬具	358,373	158,937	199,435
工具器具備品	247,987	101,547	146,440
ソフトウェア	8,165	6,247	1,917
合計	614,526	266,732	347,793

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	111,862千円
1 年 超	243,293千円
合計	355,155千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	118,999千円
減価償却費相当額	109,990千円
支払利息相当額	10,850千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり当期純利益	13,445円06銭
1株当たり純資産額	62,084円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成18年11月6日開催の取締役会における下記の決議に基づき、平成18年11月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録され

た株主に対し平成18年12月1日付けをもって所有普通株式1株につき3株の割合で分割いたします。

(1) 株式分割の目的

株式の分割により、投資単位の引き下げおよび当社株式の流動性向上を図り、株式を購入しやすい環境を整える事を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成18年11月30日（木曜日）を基準日として株主の所有株式を、1株につき3株の割合で分割いたします。

② 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成18年11月30日（木曜日）最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数といたします。

③ 効力発生日

平成18年12月1日（金曜日）

④ 発行可能株式総数の増加

平成18年12月1日をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を152,088株増加して312,088株に変更いたします。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査役監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年9月1日から平成18年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおりご報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為または定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年10月16日

株式会社アイケイコーポレーション

監査役(常勤) 増 渕 洋 吉 ㊟

監査役(社外) 諏 訪 浩 ㊟

監査役(社外) 長 坂 忠 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第8期(平成17年9月1日から平成18年8月31日まで) 計算書類承認の件

本議案の内容は添付書類(2頁から24頁)に記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。計算書類につきまして、当社取締役会および各監査役は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めております。

第2号議案 第8期剰余金の処分の件

期末配当金につきましては、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保をしつつ、安定的な配当の継続を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、かかる方針を踏まえ1株につき普通配当500円とし、これに東京証券取引所市場第二部に上場したことを記念し記念配当100円を加え、1株につき600円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する期末財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金600円 総額30,417,600円

(2)剰余金配当の効力が生じる日

平成18年11月29日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の監督機能の強化および会計の透明性の向上を目的として、監査役会および会計監査人を設置するため、変更案第4条、変更案第33条から第36条ならびに第38条、および変更案第40条から第42条までを新設するものであります。
- (2) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）につき変更を行い第5条（公告方法）として定めるものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。
 - ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条（機関）、変更案第7条（株券の発行）を新設し、現行定款第8条（名義書換代理人）を変更案第9条（株主名簿管理人）に変更するものであります。
 - ② 株主の皆様の利便性の向上および多様な情報の提供を目的として、株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供を可能とするため、変更案第14条を新設するものであります。
 - ③ 株主総会の効率的な運営を目的として、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第13条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。（変更案第16条）
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的な記録による決議が認められたことに伴い、変更案第25条（取締役会決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑤ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするために、変更案第39条第2項を新設するものであります。
 - ⑥ その他全般にわたり、会社法等の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アイケイコーポレーションと称し、英文ではIK CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車・自動二輪車及び部品の販売修理 2 自動車・自動二輪車及び部品の貿易業務 3 経営コンサルタント業務 4 広告代理業 5 損害保険代理店業 6 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車・自動二輪車および部品の販売修理 2 自動車・自動二輪車および部品の貿易業務 <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、160,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第7条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定める事が出来る。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得す事が出来る。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>3 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第12条 当社は、<u>毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p>	<p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、法令に定めるところにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示する事項に係る情報を電磁的方法により開示することにより、株主に対して提供したものとみなす事が出来る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する事が出来る株主の議決権の過半数をもって行なう。</p>

現行定款	変更案
<p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使する事が出来る。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第15条 当会社の取締役は6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する事が出来る。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> 3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、<u>在籍取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める事が出来る。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する事が出来る。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開く事が出来る。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する事が出来る。</u></p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる事が出来る</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって</u>行なう。</p> <p><u>(取締役会決議の省略)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</u> <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における<u>議事の経過の要領及びその結果</u>については、<u>これを議事録に記載または記録し、</u>出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもって</u>定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって、免除する事が出来る。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事が出来る。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>会社第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除する事が出来る。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の選任方法)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行う事が出来る。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 <u>当社は毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）</u>を行なう事が出来る。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の未払配当金には、利息をつけない。</u></p>

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

公文氏の選任の効力は就任の前に限り、監査役全員の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式
くもん おさむ 公文 征 (昭和14年8月31日)	昭和38年4月 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 平成4年6月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）常務取締役 就任 平成11年6月 横浜新都市センター株式会社 常務取締役 就任 平成17年6月 同社 退任	—

(注) 1. 公文 征氏は社外監査役の要件を満たしております。

2. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は資本金が5億円以上となったことに伴い、会社法第328条第1項の規定により会計監査人の設置が必要となります。

つきましては、会計監査人1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	監査法人トーマツ
事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル ほか27ヵ所
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）設立 1990年2月 監査法人 三田会計社（1985年6月設立）と合併し、監査法人トーマツと名称を変更 2001年4月 サンアイ監査法人（1983年5月設立）と合併 2002年7月 監査法人誠和会計事務所（1974年設立）と合併
概要	（平成18年6月30日現在） 公認会計士 1,852名 会計士補 1,128名 関与会社数 3,717社 出資金 1,584百万円

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条第1項および第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社業績に対する貢献意欲や志気を一層高めることを目的とし、当社従業員等に対し、新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない事として、新株予約権を募集するものであります。

2. 本総会においてその決定する事項に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

- (1) 募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権400個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受ける事が出来る株式の総数は、当社普通株式400株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- (2) 新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

- (3) 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または、株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等その他の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端株はこれを切り捨てるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または、割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格は調整されるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成20年12月1日から平成22年11月30日まで

④新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権のその一部を行使することができる。
- ii. 新株予約権者は、その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員等の地位にあること

を要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

iii. 新株予約権の相続はこれを認めない。

iv. その他の行使条件については、当社第8回定時株主総会以降に開催される取締役会決議に基づき定めるものとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i. 記載の資本金等増加限度額から上記i. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記iiiにしたがって決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v. 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧当社は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権を無償で取得する事が出来る。
- i. 当社が消滅会社となる合併計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割計画・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）が承認されたとき。
 - ii. 新株予約権者が権利行使する前に、上記④、iiに定める規定により新株予約権の行使が出来なくなったとき。
 - iii. 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨申し出たとき。
- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。
- ⑩本新株予約権の発行に関する細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

以 上